

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷三十第

行發日一月九年十正大

論叢

給付能力原則の適用

法學博士 神戸正雄

農業勞働問題

法學博士 河田嗣郎

中世都市の發達

文學博士 三浦周行

時論

我國の地方税を論ず

法學博士 小川郷太郎

說苑

八時間勞働制の沿革

法學博士 山本美越乃

小學教育費の研究

經濟學士 小山田小七

井リヤム・タムスンの分配論

經濟學士 堀經夫

雜錄

住居統計概説

法學博士 財部靜治

伯林に於ける乳兒死亡率

法學士 汐見三郎

戰後英吉利の經濟狀態

法學士 小島昌太郎

日英米の海軍協定

法學士 小島昌太郎

說苑

八時間勞働制の沿革(二・完)

山本美越乃

此の如くして八時間勞働制に關する運動は、時に消長なきに非ざりしも尙ほ不斷の前進を續け從來極めて不規則なりし勞働時間を最初は十時間に限定し、後には九時間更に進んで八時間となさしむる機運を助成した、八時間勞働制の叫ばるゝ以前に歐洲諸國に於て國法上認められたる勞働時間は所謂十時間勞働制なりしが、今參考の爲め此の制度の各國に採用せられたる年代を示せば次の如くである、十時間勞働制に付きて亦英國は他國に率先して一八四八年五月一日に十時間勞働法を實施せしが、佛國は一九〇四年三月三十一日に、セルビアは一九一一年七月一日に、獨逸は一九一二年四月一日に、希臘は一九一二年五月六日に、和蘭は一九一三年一月一日に英國の例に倣ひ、又葡萄牙は一九一五年一月二十二日に、ブルガリアは一九一七年二月七日に、瑞西は一九一七年十一月十五日に同じく十時間勞働制を實施し、諸威は一九一六年一月一日に九時間勞働即ち一週五十四時間勞働制を採用するに至つた。

尤も立法機關の力に依る勞働時間の短縮に先だち、勞働組合及び業主中にも進歩したる思想を有せる者の間にありては、夙に勞時の短縮を實行せる者も決して少くなかつた、殊に英國の鑛業の企業に於ては此の傾向が著しかつた、例へばサウス、ヨルクシャーにては既に一八五八年に八時間交代制を實行せしが、其の結果は却て生産力を増加せしめたるを以て、一八七二年にはダラム、ノルサムバーランド及びクリブブランド等の鑛業地に於ては七時間勞働制をさへ試むるに至つ、獨逸に於ては一八九〇年に國有炭坑に八時間勞働制を試行せしが、最初は満足なる結果を得ること能はざりしも、其の後運炭設備殊に卷揚方法の改良に依りて生産力を増加することを得、又壞太利にては一八九一年に一炭礦會社は九時間交代制を採用して好結果を得たる經驗があるが、併し一九〇一年に法律に依りて炭坑勞働を一日九時間に改めしむるに至る迄には、同盟罷業の最後の手段に訴へざるを得なかつた程一方には反對論も有力であつた、此の如くして壞太利に於て九時間交代制を採用するに至れるより以來白耳義及び西班牙も亦此の例に倣ひ、和蘭は更に半時間を短縮して八時間半交代制を採用することゝなつた、歐洲に於て鑛山勞働に初めて八時間交代制を採用せるは佛國であつて、即ち一九〇九年六月二十九日に之を實施した、次で英國・諾威・芬蘭・葡萄牙等も亦此の例に倣ふことゝなつたのであるが、獨逸に於ては鑛山勞働に關する法規は各聯邦に委ねらるゝ所より、他國の如くに迅速に統一的の制度を見るに至らなかつた、米國にては中央政府の未だ確定的の方針を定むるに至らざる前に既に勞働團體に於て其の方針を定め、即ち團體の意見として八時間交代制を主張し、一九一六年五月五日以後全米國の炭坑勞働

に之を實行せしむることゝした、此くして現今世界の炭坑の四分の三は八時間交代制を採用して居るのである。

一國の工業的發展の運命を左右する炭坑の労働に關しては以上の如くであるが、之と相併んで他の重大なる要件を成せる鐵及び鋼鐵業に付きては如何と云ふに、製鐵及び製鋼業に於ては從來十二時間交代制の特例が一般に認められ、而して此の事は硝子工業に於ても畧は同様であつた、佛國の如きは是等の工業に於ては定時外の労働時間を合す時は十四時間、獨逸の如きは十六時間の労働をさへ爲さしめて居つた、尤も此の種の工業に斯く長時間の労働制の行はれたることに付きては、多少他の工業に於けると異なる事情があるからであつて、即ち製鐵及び製鋼業に於ては一般に工場の管理が嚴密周到なること、其の労働者の多くは東部及び南部歐洲より來れる何等團體的の組織を有せざる不熟労働者たるが爲めに、此の如き例外的の制度が行はれたるものである。然るに英國・米國及び白耳義等に於ては、此等の工業にも亦八時間交代制を採用した、殊に白耳義にては亞鉛製鍊所に於て一八九二年より一九〇四年に至る迄の實驗の結果として、此の制度の有効なることが立證せられ、從來長時間の労働を課したる時には、或は飲酒に依りて其の疲勞を醫せんとし、或は其の業務に對する熱心を缺く等の缺點ありしも、勞時短縮の結果は著く斯かる弊害を除き去ることを得、却て生産力の増加及び労働者の自尊心を勵ますに至つた、英國の製鐵及び製鋼業に八時間労働制を實行せしめたのは、鐵工労働組合の組織者にして後に労働大臣の地位を占むるに至れる John Hodge 氏の力に負ふ所が大である、而して其の結果に付ては Walls

は次の如くに言明して居る、『最初八時間労働問題の提言せられたる時には、労働時間の短縮は徒に労働者をして飲酒を得せしむるに過ぎぬと考へられたのであるが、併し其の結果は豫想外であつた、北部英國の或地方に於ては二十一年以上、又他の地方に於ては十四年以上八時間交代制を實行し來つたが、其の結果は頗る良好なるものがある、即ち今や労働者は勞時の餘暇を利用して社會上及び經濟上の問題を研究するに至り、眞の意味に於て市民たるの資格を備ふるに至つた云々』と。

佛國に於ても八時間交代制の採用は同一の效果を生じ、即ち從來の十二時間交代制に比較する時は、生産費を増加せしめずして殆ど同一の生産の結果を擧ぐることを得た、十二時間交代制に代ふるに八時間交代制を以てしたることは、労働者の收入には大差なくして時間の上に於て四時間を利せしむることとなり、從來は夜半に疲れ果てゝ交代せるに、今や晝間又は薄暮に交代して家に歸ることを得る所より、労働者の疲勞を感じる程度に著き相違が認められた、獨逸にては鐵山・製鐵及び製鋼業等に八時間交代制を採用することに付きては有力なる反對があり、殊に製鐵及び製鋼業に此の制度を採用する時は、更に約六萬人の労働者を増備せざるべからざることとなり、經費の上に於ても八千五百萬馬克を増加せしめ、從て製品一噸當の價格を三分乃至四分騰貴せしむると云ふ計算をさへ示して反對した、故に労働時間を短縮することは獨逸に於ては兎角歡迎せられなかつたのである。

次に機械工業は一般に労働時間を延長せしむる傾向を有するものであるが、併し英國にては

1) Conditions in British Iron and Steel Works II. Speech of A. P. Walls (Publications of the International Association for Labor Legislation, British section), 1912.

“Salford works of Mather & Platt” 工場に於ける實驗の結果は、從來の九時間労働制を八時間労働制に改めたる爲めに、却て生産額は増加し労働者の缺勤數は減少したと云ふ好成績を挙げたる實例がある、又造兵廠に於て八時間労働制を實行したる結果も頗る良好にして、労働時間を短縮せるが爲めに、更に多くの労働者を使傭せざるべからざるが如き必要は毫も存しなかつた、佛國の一造兵廠に於ては一九〇三年九月一日より從來の十時間労働制に代ふるに八時間労働制を以てせしが、翌一九〇四年六月一日に更に之を九時間労働制に改めた、其の理由は機械に更に多くの資本を投じて之が改良を爲すに非ずんば、現状の儘にては生産能力を減するの虞れがあつたからである、獨逸にてはクルップの工場に於ては一九一八年十月に至る迄は、尙ほ八時間交代制に反對して之を採用しなかつたが、エナのツアイス工場に於ては八時間労働制を採用して其の効果を収むることを得た、一八九四年にジョン・リー (John Rae) に依りて紹介せられたる八時間労働制に關する英國の實驗は、ツアイス工場の管理者たるアッペ氏 (Franz Abbe) をして自己の工場に之を試みしむるに至つた、併し氏は最初より直ちに八時間労働制を實行せずして、十二時間労働制より徐々に九時間労働制に改め、相當の効果を收め得ることを確めたる後一九〇〇年以後八時間労働制を採用せしが、其の結果に付きて氏は次の如きことを公にして居る¹⁾。

- (一) 仕事拂の標準には何等の差異なくして、然かも其の収入を時間に割當て計算する時は、從來よりも一割六分二厘を増加せること。
- (二) 此の収入の増加は老年及び少年工に就きても大差なきこと。

1) Die volkswirtschaftliche Bedeutung der Verkürzung des industriellen Arbeitstages. Jena, 1901.

(三) 収入の増加率は精巧なる仕事に従事する者よりも粗雑なる仕事に従事する者に於て大なること。

(四) 生産の増加は機械の運轉力を大ならしむることに因りて不知不識の間に達せらるゝこと。

(五) 労働時間の延長に伴ふ生産の減少は全く労働者の疲勞に原因すること、アッペ氏は之を不必要にして不生産的努力に因る労働能力の浪費と稱し、之が防止に全力を注がんとしたのである。

次に又近世の工業中最も重要な地位を占むるものゝ一は化学工業であるが、該工業は其の性質上多くの危険性を有せる所より、労働時間を短縮することは夫れだけ危険率を減少せしむる結果を生ずるを以て、此の點よりするも労働時間を短縮するの必要がある、然るに實際上に於ては現今と雖も尙ほ化学工業に十時間労働制を採用せるものが少くない、獨逸に於ては有名なるルードウ・イッダス・ハーフェンのバーデン、アニリン及曹達工場に於てすら、一九一一年一月に至りて初めて八時間二十分の労働制を採用せるが如き有様である、英國の化学工業は寧ろ數量本位であり、瑞西の化学工業は品質本位であると稱せられて居るが、併し是等の兩國に於ては他國に率先して労働時間を短縮した、例へば英國に於ける著名の化学工業會社 (Charles Tennant & Co., Burroughs, Wellcome & Co, Brunner Mond & Co. 等) は何れも八時間交代制を實行しつゝあるも、其の生産上に現はれたる結果は九時間労働制の場合と大差なきことが證明せられた、一八九五年二月にブルネル、モンド會社は八時間交代制の結果に關する報告を公にせしが、其の内にも労働時間の短縮により労働者は各自其の事務に勵精する結果、生産物の一噸當の勞力費は年々減少しつゝある

ことを示して居る。瑞西の化學工業はバーゼルに集中せられ、一八九七年頃に至る迄は労働時間は九時間乃至九時間半なりしが、労働組合の要求に因り最初は八時間半労働に改められしも、一九〇六年に更に八時間労働制を要求して之を實行せしむることとなつた、其の結果化學工業に従事する労働者の數は著く増加し、一九〇〇年頃には一千三百人餘なりしに一九一〇年には一千九百人餘に達した、八時間労働制は最初は大工場のみに實行せられたるも、其の結果の良好なりしより後には一般に採用せらるゝこととなつたのである。

織物工業に付きては濠洲以外に於ては八時間労働制は未だ廣く採用せらるゝに至らぬ、英國・米國及び諸威等にては九時間労働を、其他の國にては十時間労働をさへ爲さしめつゝある所がある、奧太利にてはレットツイッツの一レース工場に於て今より殆ど三十年前に八時間労働制を採用せしも、其結果は豫期の如くならざりしより數年後に再び九時間労働制に改めた、故に労働時間の點より論する時は、織物工業は他の工業よりも後れて居ると言ひ得る、併し將來生産方法及び技術の進歩に伴ひ、労働時間を短縮するも尙は其の生産額を減少せしむるが如きことなき時期の來るべきは想像するに難くない。

食料品工業に於ては定時外労働は廣く行はれ、殊に其の原料の腐敗損傷等の虞れある場合には定時外の労働を許すべき正當の理由がある、佛國・獨逸及び奧太利等に於ける最も重要な食料品工業の一は製糖業であるが、該工業に八時間労働制を實行するの可否に付きては從來當業者間に議論の存する所である、八時間制を實行すべしとの論者の説に據れば、労働時間の短縮は労働者に對して有利の結果を齎すべきは勿論、假令之が爲めに一時生産額の減少、生産費の増加等の現象表はるゝとも、是等の事情は久しからずして労働能率の増進に依りて償はれ得べきを以て、

結局業主にとりても亦有利の結果を齎すものであると云ふに在る。

交通運輸業殊に鐵道業に關しては各國の實況は區々である。瑞西にては一八九〇年に一日の勞働時間を十二時間となしたるも、爾來運輸事務の増加と共に一日の勞働時間を八時間となさんとする運動起り、該運動は次第に國際的の性質を帶ぶるに至りしが、米國に於て初めて此の問題を解決して、鐵道從業者に八時間勞働制を實行せるは實に一九一七年のことである、一九一六年に於ける米國鐵道從業者の勞働時間の短縮に關する一大運動は、大統領ウヰルソン氏をして鐵道業者及び其の使傭人中より各代表者を選出せしめ、是等の代表者をワシントンに召集して會議を開き、其の結果を上院に報告すると共に自らも亦八時間勞働法の必要を提案するに至つた、此くして此の法律即ちアダムソン條例 (Adamson Act) は一九一六年九月五日に議會を通過し、一九一七年一月一日より實施せらるゝこととなつたのである。

八時間勞働制の沿革は大畧以上述べたるが如くであるが、今日に至る迄の各國の實驗に照して該制度を考察する時は次の結論に到達するのである。

(一) 勞働時間の短縮は勞働者の能率上より論するも、亦之が産業組織の上に及ぼす諸般の影響より考ふるも、漸進主義を可とし急進主義を否定することは各國の實驗の示す所であつて、例へば十時間勞働制より九時間勞働制に、九時間勞働制より八時間勞働制に進むと云ふが如くに漸進的の短縮主義を採るを最も良策とすること。

(二) 各國の實驗の示す所に據れば、八時間勞働制の從來の長時間の勞働に比して生産上に優良なる結果を齎すや否やは、少くとも三箇月以上の猶豫期間を與へて其の成績を比較するに非ずんば

不充分なること。

(三)機械工業に於ては労働時間の短縮と共に機械の運轉力を大ならしめ、技術及び作業の安排を一層系統的ならしむることに依りて労働能率の増進を計ることに注意すべきこと。

(四)此の如くにして労働時間を短縮するも、之が爲めに其の生産能率を害せらるゝが如きことなき時は、生産物の價格の騰貴及び更に多くの労働者を使傭せざるべからざるより経費の膨脹を來すが如きことは、最初より問題とならざること。

(五)労働時間の短縮は補習教育を受けしむる必要ある少年労働者には殊に便益を感せしめ、又女子労働者には之が爲めに家政を處理し、育児の餘暇を得、從て現今各國に於ける重大問題の之一的幼兒の死亡率を減少せしむることを得る等の利益を與へ、……此の點は殊に幼兒の死亡率の大なる我が國の如きに於ては、實際問題として慎重なる考慮を要する事柄である。……成年男子の労働者にとりては、身體の鍛鍊及精神の修養に時を與へ、善良なる市民とし國民として今日よりも更に大なる活動を爲さしむることが出来るのである。

以上要述せるが如き理由に基き、八時間労働制の問題は國際労働會議に於ても最も重大なる問題の一つとして討議せられた譯であつて、世界の平和と人類の幸福の爲めには何人も此の問題を眞面目に攻究して事情の許す限り成るべく其の目的を貫徹せしむるよう協力せねばならぬ、而して之が實行の順序としては漸進主義に依りて最初是一日の労働時間を九時間内外に短縮し、次に原則としては八時間労働制を採るも適當の制限の下に多少定時外の労働を許すこととし、最後に嚴密なる意義に於ける八時間労働制を實行して非常特別の事情の存せざる限りは、定時外の労働を一切許さざる方針を採ることが、理論にも叶ひ又實際上に於ても最も可能的なる問題の解決方法であると考へる。